

件名	愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例	
主管課	財政課	
根拠法令等		
<p>【制定の概要】</p> <p>木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町との連携等並びに森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等の役割について明らかにするとともに、木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するとともに、県民生活の向上に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p>		
第1条 目的	第13条 木材の供給の促進のための措置	第14条 木材の利用の促進のための措置
第2条 定義	第15条 公共施設における県産木材の利用等	第16条 森林資源の循環利用の確立
第3条 基本理念	第17条 普及啓発	第18条 意見交換等の体制の整備
第4条 県の責務	第19条 財政上の措置	第20条 施策の実施状況の公表
第5条 市町との連携等	附則	
第6条 森林所有者の役割		
第7条 森林組合の役割		
第8条 林業事業者の役割		
第9条 木材産業事業者の役割		
第10条 建築関係事業者の役割		
第11条 県民等の役割		
第12条 基本計画		
施行日	公布の日	
<p>【その他参考事項】</p>		